

## 静岡県告示第211号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和6年3月19日

静岡県知事 川勝平太

- 1 施行者の名称  
富士宮市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
岳南広域都市計画下水道事業 富士宮市公共下水道
- 3 事業施行期間  
自 昭和45年11月24日  
至 令和13年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし